

平成26年度

包括外部監査結果報告書（要約版）

「倉敷市建設局の事務の執行について」

「私債権（非強制徴収公債権を含む）の管理回収について」

「倉敷市下水道事業について」

倉敷市包括外部監査人

加瀬野忠吉

I 包括外部監査の概要

第1 監査の対象

1 対象事項（選定した特定の事件）

- (1) 倉敷市建設局の事務の執行及び同局が所管する自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等の事務の執行
- (2) 下水道事業の事務の執行
- (3) 私債権（非強制徴収公債権を含む）の管理回収の事務

2 監査の対象部局等

- (1) 倉敷市建設局の各部・課並びに同局が所管する財政援助団体等及び施設
- (2) 環境リサイクル局下水道部の各課
- (3) 対象債権の管理回収を担当する各部・課

3 監査対象年度

平成25年度。ただし、必要に応じて平成24年度以前も監査の対象とする。

第2 監査の実施期間

平成26年6月9日から平成27年2月16日まで

第3 監査の体制

包括外部監査人	弁 護 士	加 瀬 野 忠 吉
同補助者	公認会計士	宮 崎 栄 一
同補助者	公認会計士	上 坂 岳 大
同補助者	公認会計士	田 邊 上 智
同補助者	弁 護 士	長 谷 川 威
同補助者	弁 護 士	小 松 原 玲 子

第4 監査テーマの選定理由

1 対象事項（監査テーマ）（1）（2）について

倉敷市では、平成8年2月に「倉敷市行財政改革大綱」を策定して以降、行財政改革の実施を継続して行ってきた。そして、最近の地方公共団体を取り巻く環境の変化、特に地方分権の推進や経済状況・財政構造の変化、インフラ・施設の大規模修繕時期の到来等を踏まえて、平成23年1月には「倉敷市行財政改革プラン2011」を策定し、年度毎の進捗状況報告を行い、

上記のような社会経済状況の変化に対応した行財政改革の推進を行っている。

そして、建設局が行っている事業には、倉敷市における重点事業である駅周辺の市街地再開発事業等の大規模な事業が多く、その予算規模も大きい。また、下水道事業についても必要な財政規模は大きく、いずれの事業についても、倉敷市における予算において大きな比率を占めており、また、過去の包括外部監査の監査対象ともなっていない。

したがって、建設局が所管する事務及び下水道事業の事務について、その有効性、効率性、経済性の観点から監査を実施することの意義があると考え、特定の事件として選定した。

2 対象事項（監査テーマ）（3）について

平成24年度末現在、倉敷市では非強制徴収公債権及び私債権の合計で約16億円の滞納が発生しており（平成24年度末現在の非強制徴収公債権及び私債権の滞納金額の科目、債権の種別、滞納金額は別表「滞納金額年度別推移（平成24年度分 債権別）」のとおりである。非強制徴収債権の滞納金額の合計は260,645,918円、私債権の滞納金額の合計は1,357,526,685円、両債権の滞納金額の合計は1,618,172,603円となっている）、これら債権の回収は、倉敷市の厳しい財政にとって喫緊の課題であると考えられる。現在、倉敷市では、これら延滞債権の回収については、統一的な回収を行う体制が整っていないため、これら債権の管理・回収について監査を実施することの意義があると考え、特定の事件として選定した。

滞納金額 年度別推移(平成24年度分 債権別)

単位:円、%

担当部署 局部課名		収納金科目名	債権種別	順位	平成24年度最終	対前年度比
1	保健福祉局福祉部生活福祉課	生活保護費返還金	非公	6	195,264,529	117.27
2	保健福祉局子ども未来部子育て支援課	児童扶養手当	非公(強公)	16	18,422,130	112.36
3	環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課児島衛生センター	し尿処理手数料	非公	18	13,309,610	105.49
4	保健福祉局福祉部高齢福祉課	老人福祉施設費負担金	非公	20	6,917,547	98.79
5	保健福祉局保険部国民健康保険課	一般被保険者返納金	非公	21	5,779,156	皆増
6	環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設課	塵芥処理手数料	非公	22	5,288,500	81.86
7	教育委員会教育総務課	幼稚園保育料	非公	23	4,415,600	95.22
8	文化産業局農林水産部耕地水路課	水路等使用料	非公	26	2,934,172	93.01
9	保健福祉局子ども未来部子育て支援課	児童手当	非公(強公)	27	2,915,000	77.55
10	保健福祉局子ども未来部子育て支援課	子ども手当	非公(強公)	34	1,232,000	262.13
11	競艇事業局競艇管理課	施設使用料	非公	35	1,113,867	93.30
12	保健福祉局保険部医療給付課	補償給付費精算金	非公	37	670,720	1,559.81
13	保健福祉局福祉部障がい福祉課	知的障害者福祉費負担金	非公	40	460,480	96.42
14	保健福祉局保険部国民健康保険課	国保連合会雑入(指定公費)	非公	44	366,125	皆増
15	保健福祉局保険部国民健康保険課	退職被保険者返納金	非公	45	332,322	皆増
16	環境リサイクル局環境政策部環境衛生課	墓地使用料	非公	51	277,070	111.40
17	保健福祉局福祉部障がい福祉課	特別障害者手当等返還金	非公	53	262,200	198.34
18	環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設課東部埋立事業所	塵芥処理手数料	非公	55	192,920	100.00
19	教育委員会教育総務課	高等学校授業料	非公	57	172,800	45.43
20	総務局玉島支所建設課	仮住居使用料	非公	59	111,600	100.00
21	保健福祉局福祉部障がい福祉課	地域活動支援センター(二型)事業利用料	非公	63	56,300	35.70
22	保健福祉局福祉部高齢福祉課	成年後見制度利用支援事業手数料	非公	64	55,040	64.78
23	建設局土木部公園緑地課	公園目的外使用料	非公	65	44,800	5,090.91
24	保健福祉局福祉部高齢福祉課	在日外国人高齢福祉金雑入	非公	66	40,000	100.00
25	保健福祉局倉敷市保健所健康づくり課	母子保健衛生費雑入	非公	70	11,430	200.53
26	環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課	塵芥処理手数料	非公	76	0	皆減
小計(非強制徴収公債権)					260,645,918	116.31
1	建設局建築部住宅課	住宅新築資金等貸付金	私	3	722,230,067	98.49
2	水道局水道営業課	水道料金	私	4	316,264,249	88.75
3	建設局建築部住宅課	市営住宅使用料	私	7	167,411,640	95.96
4	市民局人権政策部人権推進室	生活改善事業費貸付金	私	10	42,106,000	99.13
5	環境リサイクル局下水道部下水計画課	工事請負損害賠償金	私	12	38,641,072	133.63
6	保健福祉局子ども未来部子育て支援課	母子寡婦福祉資金貸付金	私	13	28,433,525	94.31
7	保健福祉局福祉部生活福祉課	緊急援護資金	私	15	19,328,500	99.83
8	競艇事業局競艇管理課	売店等光熱水費	私	24	4,402,441	136.25
9	教育委員会学校教育部学事課	奨学金貸付金	私	25	3,479,000	112.59
10	保健福祉局市民病院事務局	診療費	私	28	2,793,040	92.42
11	建設局建築部住宅課	新倉敷駅前再開発住宅等使用料	私	29	2,499,400	92.23
12	建設局建築部住宅課	住宅復旧費雑入	私	30	2,216,754	100.08
13	企画財政局企画財政部情報政策課	損害賠償金	私	32	1,537,200	皆増
14	環境リサイクル局下水道部下水普及課	水洗便所改造資金貸付金	私	33	1,335,830	61.62
15	総務局真備支所産業課	農村総合整備モデル事業分担金(真備分)	私	36	810,607	95.65
16	総務局真備支所建設課	委託契約違約金	私	39	513,200	100.00
17	建設局都市計画部市街地開発課	再開発権利床清算金雑入	私	41	399,900	100.00
18	環境リサイクル局下水道部下水計画課	修繕・委託契約違約金	私	42	392,700	100.00
19	総務局総務部契約課	工事又は委託契約違約金	私	43	371,700	100.00
20	建設局建築部住宅課	環境改善資金貸付金	私	46	331,680	75.13
21	建設局建築部住宅課	浴槽設置資金貸付金	私	47	316,000	39.80
22	保健福祉局福祉部高齢福祉課	生活支援ショートステイ事業利用者負担金	私	48	312,900	136.01
23	企画財政局企画財政部財産活用課	土地・建物貸付料	私	49	295,889	180.09
24	総務局真備支所産業課	小規模ほ場整備事業分担金(旧真備町分)	私	50	285,059	85.49
25	保健福祉局福祉部高齢福祉課	シルバーハウジング生活援助員派遣費雑入	私	54	255,900	104.28
26	保健福祉局福祉部高齢福祉課	老人福祉電話雑入	私	56	190,502	100.00
27	企画財政局企画財政部財産活用課	その他雑入	私	58	170,100	皆増
28	建設局土木部道路管理課	道路損害賠償金	私	60	99,330	皆増
29	保健福祉局子ども未来部保育課	公立保育所延長保育利用料	私	61	89,950	49.52
30	市民局市民生活部市民課	臨時運行許可番号標弁償金	私	71	8,030	61.11
31	総務局玉島支所市民課	臨時運行許可番号標弁償金	私	72	2,920	66.67
32	総務局児島支所市民課	臨時運行許可番号標弁償金	私	73	1,460	皆増
33	保健福祉局保険部介護保険課	コピーサービス等雑入	私	75	140	皆増
34	総務局茶屋町支所	臨時運行許可番号標弁償金	私	77	0	皆減
35	環境リサイクル局下水道部下水普及課	農業集落排水施設使用料	私	78	0	皆減
小計(私債権)					1,357,526,685	96.51

なお、上記別表の債権のうち、滞納金額100万円以上の債権を中心に、滞納金額10万円以上の債権を監査の対象とした(監査の結果及び意見に記

載の個別の債権は、100万円以上の債権に限定した)。なお、教育委員会の奨学金貸付金については、平成24年度外部監査の対象となっており、本監査の対象とはしなかった。

第5 監査の視点

- 1 建設局が所管する事務及び下水道事業の事務について、その有効性、効率性、経済性の観点から監査を実施した。特に、事業の内容及び施設の管理について、その見直しを含めて、事業等の背景・必要性、事業効果、他の有効な事業・手段の有無、事業の実施及び施設管理が適法・適切かつ有効に行われているか等について監査を行った。
- 2 私債権の管理回収については、管理回収が適切かつ適宜に行われているか否か、回収の手續・体制が適切か否かという観点から、監査を行った。

II 倉敷市建設局の事務の執行について

第1 まちづくり事業

1 倉敷駅周辺総合整備計画策定事業

総合整備計画の策定を急ぐべきである（意見）。

倉敷市では、従前、倉敷駅周辺について、「倉敷地区都市拠点総合整備事業計画」に基づき都市基盤の整備を行ってきた。倉敷駅周辺では、各種の事業が実施されているが、この事業計画は、倉敷駅周辺のまちづくりの基礎となる事業計画といえる。

ところが、「倉敷地区都市拠点総合整備事業計画」は、平成5年に策定されたものであり、計画策定から既に20年以上が経過している。この事業計画は、もともと倉敷駅北側の都市機能集積・基盤整備が遅れていたところ、倉敷駅北側のクラボウ倉敷工場跡地の事業転換を契機として、駅周辺の市街地の一体的な発展を図るため、倉敷駅周辺の将来の土地利用や都市基盤等の総合的な整備計画の策定を目的に実施されたものである。また、倉敷駅周辺の南北市街地の一体的な発展を図るための鉄道高架化の可能性についても、予備的検討が実施されている。

平成5年当時、倉敷駅北側のクラブウ倉敷工場跡地には近い将来に大規模アミューズメントパークが開園される予定となっており(平成9年に倉敷チボリ公園が開園)、これを前提にまちづくりの計画が策定されていた。ところが、現在までの間に、平成9年に開園した倉敷チボリ公園は、平成20年12月をもって閉園し、その後、平成23年11月に倉敷チボリ公園跡地には倉敷アリオや三井アウトレットパーク等が開業しており、策定当時の状況と比較しても現状は大きく様変わりしている。また、少子高齢化の進行、倉敷駅南北での人の流れの変化(現在は倉敷駅南側よりも北側の人の流れの方が多くなっている。)、長引く不況などの社会経済状況も策定当時と比べて大きく変化している。そのため、「倉敷地区都市拠点総合整備事業計画」は、その拠り所としていた前提事実自体を失ってしまっており、事業計画の大幅な変更や修正をしなければならないことは、一見して明白であった。

そこで、倉敷市も、土地利用の状況や社会経済状況が大きく変化していることを認識し、現時点における駅周辺地域の現状を調査した上で、計画を見直し、今後の倉敷駅周辺のまちづくりの基礎となる総合整備計画を策定しているところである。これが、本事業であり、上位計画である「倉敷市第六次総合計画」や「倉敷市都市計画マスタープラン」等の方針を踏まえ、整合性を図るようになっている。

倉敷市は、前記の対象区域について、平成25年度に、倉敷市及び倉敷駅周辺の現況と問題点、課題の整理等を行い、次年度以降の業務項目の抽出、業務の進め方を整理した。平成26年度は、倉敷市の都市づくりの方向性、倉敷駅周辺の整備理念、整備方針などの基本方針、土地利用構想、交通構想などの基本構想、土地利用計画、交通計画、都市基盤整備計画、環境形成計画、鉄道高架化の検討、拠点施設計画などの整備計画について検討を進め、総合整備計画の策定に繋げていくことを予定している。そして、総合整備計画を策定するに当たり、倉敷駅周辺のまちづくりの必要性を整理し、理念、将来像、整備方針を定めるため、「倉敷駅周辺まちづくり基本方針(素案)ー理念と将来像・整備方針ー」が作成され、これにつき意見募集(平成26年10月20日～平成26年11月14日)が行われたところである。

倉敷チボリ公園が閉園することが決まった時点や、その跡地に倉敷アリオや三井アウトレットパークが開業することが決まった時点で、事業計画の見直しには着手できたはずであり、見直しの着手時期が遅きに失した感を拭えない。本事業は倉敷駅周辺のまちづくりの基礎となる総合整備計画であるため、これが滞り、まちづくりの方向性が定まらないと、倉敷駅周辺の開発が遅れ、ひいては、これに関連する諸事業の進捗にも影響が及んでくる可能性も否定できない。

については、できる限り早期に総合整備計画を策定すべきである。

2 倉敷駅付近連続立体交差事業

倉敷市においても、事業の必要性や効果等を再検討し、事業縮小等も含めた事業計画の見直しなども視野に入れた上で、岡山県と協議すべきである（意見）。

倉敷駅付近連続立体交差事業は、平成5年3月より計画された事業である。事業主体は岡山県となっているが、倉敷市が側道、交差道路、駅前広場等の高架関連事業を分担することになっている。平成25年度の倉敷市鉄道高架事業費は、予算額約2500万円（決算額は1100万円余り）となっている。

本事業は、平成16年度までに概略設計を終え、環境影響評価については、環境影響評価実施計画書の作成、現地調査を終えている。

なお、「連続立体交差事業の手引き」（「連続立体交差事業の手引き」改訂会議編集）によれば、連続立体交差事業の流れについては、概ね

- (1) 事業調査 (①現況調査、②概略設計)
- (2) 着工準備 (①比較設計、②環境影響評価、③都市計画決定手続き)
- (3) 工事実施 (①詳細設計、②都市計画事業認可、③工事実施)

といった経過を辿るようになっており、倉敷駅付近連続立体交差事業でいえば、(2)の着工準備段階にあるものといえる。

また、岡山県では、現在、本事業に対する再評価の一環として、その方策について多角的な検討を行っているところであり、平成26年4月にJR西

日本にコスト縮減や工法変更等の方策につき委託して検討した結果の概要を公表し、今般、水島臨海鉄道に高架化区間の縮減や走行経路・運行方式につき委託して検討した結果もとりまとめられる。岡山県は、県議会を初め倉敷市や関係者と十分協議を行った上で、対応方針を定める予定である。

確かに、鉄道により南北市街地の交通・土地利用が分断されており、倉敷駅付近の鉄道の高架化は倉敷市の長年の悲願ともいえるべきものであり、鉄道の高架化により倉敷駅を起点とした南北市街地の融合・一体化による都市機能の強化が見込まれる。

しかし、本事業が計画されてから20年以上が経過しているものの、本事業は円滑に進捗している状況とはいえない。そして、この間、毎年この事業のために税金が支出され続けているが、いくら事業の必要性があるからといって、現状のままで倉敷市の税金が支出している事態も好ましいことではない。

この間、倉敷市としても、事業主体である岡山県に度々整備促進を要望しているものの、本事業自体が大規模なプロジェクトであって、円滑に事業が進捗していない。

やはり、本事業が必要であるとして継続していくにしても、限りある財源のなか、コスト縮減に努め、最も効果的・効率的な方法を追求していくべきことは当然である。前記のとおり、本事業には相応の事業費が計上されているが、重要なのは、本事業にこれに見合うだけの投資効果が見込まれるのかどうかである。

そこで、本事業は岡山県が事業主体であるが、倉敷市においても、事業の必要性や効果等を再検討・再確認し、コスト削減に努めつつ、場合により、事業縮小等を含めた事業計画の見直しも必要ではないかと考えられるため、この点も視野に入れた上で、今後、岡山県とも協議すべきである。

3 倉敷駅前東土地区画整理事業

事業施行期間の延長は、追加経費を定量的に評価したうえで、判断する仕組みを構築することが望ましい。(意見)

本件土地区画整理事業については、当初計画から2度にわたり変更され、計6年間の延長がなされているが、主として移転交渉の難航が原因である。これに対して倉敷市は、基本的な方針として移転交渉の継続により、可能な限り合意を得る方向で対応している。

一方、土地区画整理法第77条第1項に基づく施行者（倉敷市）自らの移転除去工事をするかどうかの判断は、周辺土地が相当程度開発され移転未了土地が工事のボトルネックになる、あるいは移転未了土地への移転予定者の損失が大きくなるなど、移転交渉の継続が事業の進捗もしくは利害関係者の利益を著しく損なう状況の発生をもって決定している。

土地区画整理法第77条第1項に基づく施行者自らの移転除去工事の施行は、私権の制限を伴うものであることから、その適用は慎重を期すべきではある。一方、費用面からは施行期間の短縮が求められるところであるが、現状では移転交渉の継続による経費の増加額に一定の基準を設けて同法の適用の是非を判断するなどの定量的評価は必ずしも十分ではない。

事業施行期間の延長の是非については、移転交渉にあたる人員の人件費その他の追加経費を定量的に評価し、土地区画整理法第77条第1項に基づき施行者自らが移転除去工事を施行する場合との比較衡量を行ったうえで、判断する仕組みを構築することが望ましい。

なお、事業施行期間の延長に関する事項については倉敷市ホームページより開示がなされており、指摘すべき事項はない。

4 倉敷駅周辺第二土地区画整理事業

事業施行期間の延長は、追加経費を定量的に評価したうえで、判断する仕組みを構築することが望ましい。（意見）

本件土地区画整理事業については、当初計画から5年間の延長がなされ、平成27年1月8日現在ではさらに4年間の延長申請がなされているが、これは主として移転交渉の難航が原因である。これに対して倉敷市は、基本的な方針として移転交渉の継続により、可能な限り合意を得る方向で対応している。

一方、土地区画整理法第77条第1項に基づく施行者（倉敷市）自らの移転除去工事をするかどうかの判断は、周辺土地が相当程度開発され移転未了土地が工事のボトルネックになる、あるいは移転未了土地への移転予定者の損失が大きくなるなど、移転交渉の継続が事業の進捗もしくは利害関係者の利益を著しく損なう状況の発生をもって決定している。

土地区画整理法第77条第1項に基づく施行者自らの移転除去工事の施行は、私権の制限を伴うものであることから、その適用は慎重を期すべきではある。一方、費用面からは施行期間の短縮が求められるところである。

本件土地区画整理事業については、一部の移転交渉は難航しているものの、他の交渉済み区画の工事は進行中であり、移転未了土地が事業全体のボトルネックになっている状況にはない。このような状況に鑑みて、本件土地区画整理事業においては、現時点で直ちに土地区画整理法第77条第1項の適用を検討すべき状況にはないと言える。

しかしながら、事業施行期間の延長は、当然、移転交渉にあたる人員の人員費その他の経費を増加させるものであるから、事業施行期間の延長については、それら追加経費を定量的に評価し、土地区画整理法第77条第1項に基づき施行者自らが移転除去工事を施行する場合との比較衡量を行ったうえで、判断する仕組みを構築することが望ましい。

なお、事業施行期間の延長に関する事項については倉敷市ホームページより開示がなされており、指摘すべき事項はない。

第2 道路及び橋梁

1 道路建設（長期未着手路線、着手後長期未完成路線、廃止検討路線）

長期未着手路線及び長期未整備路線については、再度事業計画の見直しをすべきである（意見）。

最後に都市計画道路の見直しが検討されたのは、平成23年3月であり、そこから3年以上が既に経過していることになる。

道路の多くは、高度経済成長期にあたる昭和30年代から40年代にかけて計画されたものであり、この間の社会経済情勢の変化（少子・高齢化

の進行、人口減少社会の到来、交通量の減少、産業構造の変化、まちづくりに対する市民の関心の高まり、コンパクトなまちづくりの要請等）に応じ、計画自体を見直す必要がある。倉敷市の会計も潤沢な訳ではなく、限られた財源の中で最も効果的・効率的な選択をすべきであり、廃止路線を検討することは勿論のこと、路線の整備優先度を総合的に判断した上で、効率よく道路建設を実施することが必要である。

また、都市計画道路を含む都市施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものとされており（都市計画法第53条第1項）、一般には木造2階建ての建築物など容易に移転・除却が可能な建築物のみが許可の対象として取り扱われている（同法第54条）。このように都市計画道路の区域内には大幅な建築制限が認められていることから、事業計画の長期停滞は、周辺住民の生活に与える影響も大きく、地域の活性化を阻害している側面があるものといえる。

よって、長期未着手路線及び長期未整備路線については、再度事業計画の見直しを検討すべきである。

2 道路パトロール

特に大型連休の際には、休日パトロールの導入も検討すべきである（意見）。

通常パトロールは、平日における勤務時間内にしか行われていないため、休日や夜間については対応していない。

しかし、休日にパトロールをしていれば、早期に道路の瑕疵を発見でき、事故を未然に回避できる事案もあるものと思われる。とりわけ大型連休の場合には、その間にパトロールを実施しない訳であるから、予め瑕疵を発見することができず、必然的に事故が発生する危険性も高まることになる。実際、他の自治体では、休日にパトロールを実施していれば事故を未然に防止できていた事案もあったようである。

また、休日パトロールは、必ずしも職員が行う必要はなく、外部の民間業者へ委託することも可能である。

よって、特に大型連休の際には、休日パトロールの導入も検討すべきである。

なお、以上のことは、夜間についても当てはまるが、この点については、今後の検討課題とされたい。

3 補修

ア 主要道路に関しては、網羅的に定期点検を実施する体制を構築すべきである。(意見)

道路の補修に関しては、概要に記載のとおり、主として市民からの要望に基づいて実施されているものの、現在のところ計画的かつ網羅的に定期点検を実施し、これを記録・管理する体制は構築されていない。

また、修繕記録を各道路ごとに台帳に記載して履歴として残す仕組みも構築されておらず、例えば市道の地域・仕様・交通量ごとに破損の傾向などを分析し、対策を立てるための基礎データは蓄積されていない。

このため、補修は対症療法的にならざるを得ず、破損に伴う事故を予防する体制とはなっていない。少なくとも主要道路については、網羅的に定期点検を実施する体制の構築が望まれる。

イ 長寿命化修繕計画に基づく修繕実績については、適時に報告され、計画が適時に見直される仕組みの構築が必要である。(意見)

橋梁の補修に関しては、倉敷市では国土交通省道路局から補助を受け、橋梁の長寿命化及び橋梁の修繕・架替えに係る費用の縮減に資する長寿命化修繕計画を策定する事業（長寿命化修繕計画策定事業）を行っている。

A 対象橋梁

補助国道、主要地方道、その他の重要な道路ネットワーク上の橋梁

B 補助率

国 1 / 2

C 支援期間

5年間（平成19年度～平成23年度）

ただし、市町村道については7年間（平成19年度～平成25年度）

D その他

- 道路管理者による定期点検、日常的な維持管理の履行が義務付けられている。
- 定期点検や日常的な維持管理を行わずに実施する修繕・架替えへの補助は、平成23年度までの措置とする。

実際の修繕は、長寿命化修繕計画策定事業で策定された計画に沿って実行されるが、修繕実績については適時に報告され、計画と対比する仕組みとはなっていない。

このため、実際の修繕で計画よりも多くの費用が発生し、他の橋梁について修繕費の増加が予想される場合でも、計画の見直しが行われない可能性がある。

今後、橋梁の維持管理はますます重要になっていくことと思われるが、維持管理が効果的・効率的に行われるためには修繕計画は実効性のあるものでなければならない。そのためには、修繕実績が適時に報告され、計画と比較することにより、計画が適時に見直される仕組みの構築が必要である。

なお、長寿命化修繕計画については石橋、木橋は対象外となっており、その修繕管理は各支所管轄となっている。倉敷市内の橋長15m以上の橋は165橋あり、そのうち石橋は5橋、木橋は0橋であることから、長期修繕計画の網羅性に著しい問題は認められない。

4 道路の瑕疵に起因する事故

指摘事項又は意見はない。

なお、前記のパトロールの実施等によっても、一切の道路の瑕疵をなくすることは容易ではなく、道路の設置管理の瑕疵に起因する事故は不可避免的に生

じることになるが、今後も一層事故が発生して市民等に損害を及ばないように努めるべきである。

また、不幸にも事故が発生し、市民等に損害が生じた場合、保険会社と連携を取りながら、迅速かつ誠実に事件対応すべきことが望まれる。その際には、保険会社には同種事案の解決に関するノウハウが多く蓄積されていることと思われるため、保険会社との緊密な連携や打ち合せ等は特に重要であると考えられる。

5 台帳等管理に関する事項

ア 重要な破損及びその修繕実績については台帳に記録され、管理されるべきである。(指摘事項)

現場視察の結果、道路については、台帳と現況との間に不整合は発見されなかったが、橋梁については、以下の事実が識別された。

No.3 新橋について、接合部伸縮装置（橋梁の構造体の接合部に樹脂状の部材を挟み、経年変化や温度変化に伴うズレを吸収するもの）に破損箇所が見受けられた。これは樹脂の劣化により柔軟性が失われたことによるものと思われる。

この破断により接合部には2～3cmの隙間が認められ、橋梁上の隙間より下の河川の流れが識別できた。ハイヒール等のかかとの細い靴を履いて歩行した場合、隙間に入り込み事故に繋がる可能性がある。

本件を倉敷市に質問したところ、定期点検において「伸縮装置の損傷」として修繕計画に織り込まれているとのことであるが、事実としての伸縮装置の損傷及びその修繕予定を台帳に記載され、管理されるべきと考える。

この点、道路台帳についても将来の閲覧・集計に資するため舗装履歴の台帳への記載など同様の対策が採られるべきであるが、その際、瑣末な情報を台帳に記載する事は事務の煩雑性から現実的でないことも考えられる。

これについては、修繕や舗装についてある一定の金額的重要性の基準や、

路線の重要性による優先順位を設けて記載の可否を判断することも容認されると考えられる。

イ 成果物の受領時には、記載漏れ又は不備の有無について慎重に検証する必要がある。(指摘事項)

新田川子岩線 2 号橋について、台帳に貼付される案内図の現況との不整合が認められた。なお、道路台帳、橋梁台帳ともに閲覧用・保存用として 2 部が作成されるが、本件不整合は閲覧用についてのみ発生しており、保存用には正しい案内図が貼付されていた。

原因は台帳補正業務の請負業者が案内図を取違えて貼付したことによるものであるが、道路管理課が台帳の納品時に適切に検収を実施していれば発見されていた可能性のある不整合である。

ウ 道路台帳及び構造物台帳は電子記録化し、マスターデータを倉敷市が受領する契約とすべきである。(意見)

道路台帳の補正業務は、指名競争入札により業者の選定を行っているが、毎年およそ 2,500 万円前後で落札されており、台帳整備事業開始の昭和 62 年から継続して同じ業者が落札している。(過去 3 年間の落札率は 93% 前後。)

この点、台帳のマスターデータを倉敷市が保有していないため、新規受注業者が受注しようとするゼロベースでの台帳作成となり、相当の工数が必要となることから、新規業者が入札で不利な状況になっているものと推測される。今後は、電子記録化した台帳のマスターデータを、倉敷市が受領する委託内容とすることを検討すべきである。台帳を電子記録化することで、現在の紙媒体よりも台帳の更新が容易になり、発注金額低減の余地があるものと考えられる。また、電子記録化により、閲覧・検索の利便性も向上するものと思われる。

6 未利用地管理に関する事項

効果的かつ効率的に未利用地の処分又は有効利用を図るため、建設局全体の未利用地一覧表を作成・開示すべきである。(意見)

平成20年度の包括外部監査において監査対象となった未利用地の顛末は、以下のとおりであり、未だ処理未了のものはあるが、積極的に処分が行われているといえる。

平成20年度包括外部監査において監査対象とした土地リストについての現在の処理状況

所管局	所管課	町丁名	面積・金額	施設名称	処理状況
建設局	街路課	羽島	226 m ² 13,696 千円	倉敷市中第2 ポンプ場代替 用地	一時貸出中 企画財務局財産活用課 へ所管替済。
建設局	街路課	玉島乙 島	6,448 m ² 238,519 千円	街路事業代替 用地	6区画を残し、売却済 み 企画財務局財産活用課 へ所管替済。
建設局	街路課	玉島	292 m ² 53,054 千円	堀貫線代替用 地	売却済み 企画財務局財産活用課 へ所管替済。
建設局	街路課	玉島乙 島	2,882 m ² 295,426 千円	堀貫線代替用 地	3区画を残し、売却済 み 企画財務局財産活用課 へ所管替済。
建設局	街路課	亀山	1,331 m ² 84,263 千円	市道矢柄西田 線代替用地	売却に向け準備中 企画財務局財産活用課 へ所管替予定。

未利用地については、各街路事業ごとに設計図上で把握されているものの、建設局全体における一覧表の作成はなされておらず、優先順位をつけた処

分・有効利用の検討の基礎資料が具備されていない。

また、他の自治体においては、未利用地一覧をホームページ上で公開し、その有効利用のアイデアや、将来的な取得希望を募ることにより、より効率的かつ効果的な処分方法を模索している例も多々見受けられる。倉敷市においても、同様の取り組みを検討することが望まれる。

第3 河川・港湾事業

1 事業内容

指摘事項又は意見はない。

倉敷市は、倉敷市長、倉敷市議会議長、総社市長及び総社市議会議長をメンバーとする「高梁川改修促進協議会」を通じて、毎年、高梁川の改修促進等につき国に要望をしている。また、倉敷市は、毎年、国際拠点港湾である水島港の整備促進につき岡山県に要望している。

しかし、過去3年間の要望書を見る限り、いずれも、要望内容は、字句等も含めてほとんど同じであり、毎年形式的に要望を行っているだけではないのかとの印象を抱かざるを得ない。また、実際に要望の効果があつたのかどうかも、判然とはしない（例年同じ内容の要望であるため、要望の効果が無いのではないかとさえ感じられる。）。

そこで、実効的・効果的な要望とするために、優先順位や重点事項を付すなどして、要望の内容や方法をもっと工夫したらよいのではないかと考える。

2 台帳等管理に関する事項

ア 河川の利用状況管理のため定期点検を実施し、点検時に占用許可がなされていない河川の不法占用を識別した場合には、遅滞なく、不法占有者に撤去もしくは占用許可申請の提出を促すべきである。（指摘事項）

河川網図等管理資料の作成に際して、記載誤りが適時に発見されるチェック体制を構築すべきである。（意見）

護岸その他の構造物に対して行われた変更を適時に河川台帳に反映させるべきである。（指摘事項）

河川 2 箇所 の 現 地 視 察 の 結 果、台 帳 と の 整 合 性 は 以 下 の と お り で あ っ た。

河川

NO.	河川名	河川の種 類	延長 (M)	起点の整 合性	終点の整 合性	その他
1	汐入川	準用河川	3,400	台帳と現 地状況に 不整合な し	台帳と現 地状況に 不整合な し	護岸内に占有許可のない菜園 等の造作が見受けられた。
2	溜川	準用河川	958	台帳と現 地状況に 不整合な し	台帳と現 地状況に 不整合な し	台帳に不整合は無いが、別途作 成する河川網図に不整合が発 見された。

NO.1 の 汐 入 川 を 視 察 し た と ころ、護 岸 内 に 菜 園 等 と し て の 使 用 が 認 め ら れ た が、河 川 台 帳 へ の 占 用 物 の 記 載 は な さ れ て い な か っ た。担 当 課 に よ る と、個 人 が 占 用 許 可 を 経 ず に 護 岸 内 区 域 を 使 用 し て い る 場 合 で も、特 段 の 問 題 が 生 じ て い な け れ ば、占 用 許 可 申 請 書 の 提 出 要 請 や 占 用 物 の 撤 去 指 導 が で き て い な い と の こ と で あ る。

し か し な が ら、護 岸 内 の 構 造 物 に 対 し て 構 造 の 変 更 が な さ れ て い る お そ れ が あ る 点、及 び 公 共 物 利 用 に 関 す る 行 政 サ ー ビ ス の 公 平 性 の 観 点 か ら は、定 期 点 検 計 画 を 策 定 し、点 検 時 に 占 用 許 可 を 得 て い な い 不 法 占 用 を 発 見 し た 場 合 に は、不 法 占 用 者 に 撤 去 も し く は 申 請 書 の 提 出 を 促 す な ど の 対 策 を と る べ き で あ る。

ま た、NO.2 の 溜 川 に つ い て、下 流 域 は 県 の 管 理 す る 二 級 河 川 と な る こ と か ら、河 川 網 図 で は、市 の 管 理 す る 準 用 河 川 と は 色 を 別 に し て 明 確 に 区 分 さ れ て い た も の の、河 川 名 を 溜 川 と 誤 記 し て い た。台 帳 の み な ら ず 管 理 資 料 を 作 成 す る 際 に は 印 刷 委 託 前 に 十 分 注 意 す る 必 要 が あ る。

ま た、準 用 河 川 に つ い て は、平 成 19 年 度 に 業 務 委 託 に よ り 台 帳 を 作 成 し て い る が、そ の 後 の 更 新 は な さ れ て い な い。多 額 の 費 用 を か け て 河 川 台

帳を整備したのであるから、台帳整備後に護岸その他の構造物に変更が生じた場合には、その変更を河川台帳に反映させるのは当然のこと、河川台帳の記載事項については、定期的に現況との整合性を確かめ、更新するべきである。

イ 港湾台帳の記載の事項については、定期的に現況との整合性を確かめ、更新する必要がある。(意見)

港湾 2 箇所の現地視察の結果、台帳との整合性は以下のとおりであった。

港湾

No	名称	重要港湾 又は地方 港湾の別	面積 (ha)	台帳との整合性	その他
1	大浜港	地方港湾	3.5	台帳と現況に不整合はない。	港湾における潮位の記録が更新されていない。
2	松島港	地方港湾	2.8	台帳と現況に不整合なし	台帳と現地状況に不整合なし

上記のとおり、大浜港について、港湾における潮位の記録について適時に更新がなされていなかった。

第4 その他

1 市営駐車場管理運営・整備事業（指定管理者制度）

指定管理者の選定は公募により行うべきである（意見）。

平成15年9月、地方自治法が改正され、地方公共団体の指定を受けた「指

定管理者」が公の施設の管理の代行を行うことが認められた。指定管理者の指定は、従来の管理委託制度や業務委託契約とは異なり、議会の議決を経て決定する行政処分にあたる。指定管理者制度導入の背景には、公の施設の管理において、民間の活力を通じて、市民サービスの向上を図るとともに、経費節減を図ることが目的にあり、もって、市民の多様なニーズに効果的・効率的に対応することとされている。

倉敷市の平成18年度以降の「公の施設管理運営等方針（素案）」では、駐車場（ただし阿知3丁目駐車場など13施設）については、指定管理者の選定方法につき「共通回数駐車券の販売収入と利用実態に合わせた利益配分及び駐車料金の減免実態の把握の試行、並びに各駐車場で収支や施設環境に大きな差があり、公募による指定管理者制度の円滑な導入には一定期間を要します。」とされていたものの、実際には平成19年4月からは公募により日本パーキング株式会社が指定管理者に選定されていた。

倉敷市としては、平成24年4月以降も、再度公募による選定を行うものと考えられたが、同市の平成24年4月以降の「公の施設管理運営等方針（素案）」では、指定管理者の選定について、前記の理由から、非公募とされ、最終的に倉敷まちづくり株式会社が指定管理者に指定されることになった。なお、平成23年5月に上記の「公の施設管理運営等方針（素案）」に対する意見募集も行われたが、パブリックコメントには公募・非公募について意見されたものは見当たらなかった。

市営駐車場につき非公募により指定する理由について、倉敷市（建設局の概要）は、前記と同様、現在、「平成24年度から28年度までは、倉敷まちづくり株式会社が収益をまちづくり活動に活用することから非公募により指定管理者に指名され、現行の最大料金制や24時間営業などのサービス水準を維持し、管理・運営を行う。」としている。

しかしながら、「倉敷市指定管理者制度推進方針（第3版）」によれば、公募の場合には利用者代表が指定管理者選定委員会に参加することで利用者が複数の提案の中から最も優れた提案を選択することになる一方、非公募では利用者から選択の機会を奪うことになることから、例外的な場合（①専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合で、その者を指名

する場合、・・・⑦その他特定の者を指名することが、明らかに効果的、効率的又は適切、若しくは真にやむを得ないと認められる場合などが挙げられている)を除き、「指定管理者の選定方法は、公募により行うこととします。」とされており、本件でも、これを排除する理由は見当たらない。指定管理者制度の導入目的は民間の活力を通じた市民サービスの向上と効率的な運営による経費削減にあるが、これらの目的を達成するためには、公募により複数の提案の中から最も優れた提案を選ぶことが適切であり、本件では、いずれも前記推進方針で挙げられている特定の者を非公募により選定する例外事由には該当しないというべきである。市営駐車場の指定管理者の選定にあたり、中心市街地活性化等を考慮することも重要であるが、指定管理の趣旨に照らした場合、経済性も含め、総合的に検討したうえで指定管理者を決定すべきであり、単に拠点施設と駐車場との一体管理により利用者へのサービス・利便性の向上を図ることで中心市街地活性化の推進に寄与するというだけでは非公募とする理由にはならないと考える。また、本来、公の施設の利用については、全ての利用者に利用の公平性・平等性が確保されるべきであるから、公募か非公募かを決定する際に特定の団体の利益や便益を考慮することは抑制的であるべきである。とりわけ、今回は公募により指定管理者が選定され、特段問題も発生していなかったにもかかわらず、市営駐車場から発生する多額な利用収入（年間約3億円）とも相俟って、平成20年に倉敷まちづくり株式会社が設立されたことを契機として同社のために特別な便益を図っているのではないかとの印象を与えかねない。収益をまちづくり活動に活用されるからといって、倉敷まちづくり株式会社が行う事業は、あくまでの一民間業者による事業に過ぎず、倉敷市による直接的なコントロールが及んでいる訳でもない。しかも、公募により指定管理者が選定されたからといって、倉敷市が挙げる中心市街地活性化の推進を阻害するとも考えられない。

そもそも、通常、指定管理者の選定は選定委員により行われるのであるから、倉敷まちづくり株式会社が市営駐車場の指定管理者として最適であるならば、当然に公募によっても選定されるはずである。

したがって、今後、市営駐車場の指定管理者の選定については、公募によるべきである。

2 地域改善駐車場の位置付けを明確にする（意見）

ア 地域改善駐車場の位置付けを明確にするべきである（意見）。

前記のとおり、国の旧同和対策事業は根拠法の期限切れにより既に終了したが、同事業により設置された地域改善駐車場の現在も残っている。そして、倉敷市では、同駐車場については、当初の目的であった対象の地域における生活改善のための特別なものではなく、周辺住民を含め広く公益に資する施設として位置づけている。

しかし、倉敷市では、国の旧同和対策事業が行われていた期間も条例が制定されておらず、同事業の終了後も、これに関しての条例が新たに定められていないため、現在ある地域改善駐車場の位置付けが不明確なままとなっている。

また、地域改善駐車場の中には、駐車場の利用状況が芳しくなく、時代とともに必要性が失われた駐車場もあるのではないかと考えられるため、同駐車場の維持ないし廃止を慎重に検討することが必要である。

そして、今後は、地域改善駐車場の適切な管理を行いながら、より公益上有効な施設への見直しも視野に入れて、同駐車場の位置付けを明確化すべきである。

イ 駐車場の放置物・放棄物はできる限り迅速に撤去等の措置を講じるとともに、路上駐車がなくなるよう努力すべきである（意見）。

地域改善駐車場には、車両や廃棄物等が放置・放棄されているものも認められたが、早急にこれらを撤去することを検討すべきである。

放置物については、基本的に、警告・犯罪性確認・撤去保管・有価物判定・返却もしくは処分の流れで、法及び条例による所定の手続きを行うことになっている。具体的には、放置自動車は「倉敷市放置自動車の

発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、放置自転車等（原動機付自転車を含む）は「倉敷市自転車等放置防止条例」により、投棄廃棄物は廃棄法及び「倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により処理されている。

それによれば、放置に対する措置として、移動、撤去、保管、処分等が認められている。放置自動車の場合には、撤去、移動・保管、処分することが認められ、放置自転車等の場合には、当該自転車等を移動し、又は撤去し保管することができるようになっている。廃棄物については、収集、運搬、処分が認められている。

にもかかわらず、地域改善駐車場には、長期間そのまま放置・放棄されているのではないかと思われる放置物・放棄物が認められた。有害な放置物・放棄物が長期間そのまま放置・放棄された状態のままであると、その場所に駐車できないだけでなく、土地等が汚染されるおそれもある。

そこで、駐車場の放置物・放棄物はできる限り迅速に撤去等の措置を講じるべきである。

また、違法駐車車両が多い地域が認められた。確かに、違法駐車車両の問題は、地域改善駐車場を所管する市街地開発課ではなく、警察及び道路管理課の所管となるものの、関係各署とも連携の上、「倉敷市違法駐車等の防止に関する条例」を活用するなどして違法駐車車両がなくなるよう努力すべきである。

3 駐輪場管理業務

指摘事項又は意見はない。

受託業者から提出される『中庄自転車等駐車場場内整理等業務 5 月分報告書』を査閲した。その記載内容に関し、指摘事項等は発見されなかった。

4 公園管理業務

公園管理については、「公園の管理運営について」が本年度の行政監査の監査テーマであり、重複するため、ここでは検討をしない。

もつとも、公園の配置等については、大半の公園施設が建設後30年以上経過しており、その目的・機能と現状とがそぐわないものもあると考えられるため、再検討の余地があるものと思料する。

Ⅲ 私債権（非強制徴収公債権を含む）の管理回収について

第1 共通事項

- 1 倉敷市全体で統一的な債権の管理回収を行う体制を構築し、市債権に関する情報の一元管理を行うとともに、特に延滞債権の回収については、専門家の協力を求めるなどして、一層の回収に努めるべきである（意見）。

倉敷市では、倉敷市債権管理条例の制定にあわせて、倉敷市債権管理マニュアルを作成し、同マニュアルに基づき、債権の管理回収を行っている。ただし、同マニュアルは、債権の種類や消滅時効期間、一般的な管理回収の流れ等について規定してはいるが、具体的な管理回収に関する定めはなく、具体的な債権毎の管理回収は担当課に任されている。そのため、必ずしも、債務者の生活状況や資産等の情報が共有されていない。また、具体的な債権毎の管理回収は、各担当課に任されているため、時効管理の方法、債権放棄の判断基準、法的な手続の採否等については、必ずしも担当課毎に統一的な基準で行われているとは言えない。

よって、強制徴収公債権も含めて、統一的な債権の管理回収を行う組織を設置し、市債権に関する情報の一元管理を行い、債権の管理回収について専門的な知識を有する職員や法律の専門家等により、より一層延滞債権の回収に努めるべきである。

- 2 消滅時効期間の満了を理由とする債権放棄については、消滅時効期間の経過だけでなく、放棄を相当とする理由の有無についても確認する手続を行うべきである（意見）。

倉敷市債権管理条例第4条第5号では、議会の議決を要することなく、一定のやむを得ない事由がある場合には、債権を所管する担当課の判断で、

債権の放棄を行うことが認められている。当該事由のうち、同条第5号では、債権の時効消滅について、時効の援用を要する私債権については、消滅時効に係る時効期間が満了したときには、債権放棄が認められることとされている。そして、本件監査の対象とした債権の中には、この消滅時効期間が経過したことにより、直ちに不納欠損処理が行われているものがある一方、逆に、消滅時効期間が経過していると思われるにもかかわらず、不納欠損処理がなされていない債権も見られた。

同マニュアルも指摘しているとおり、「債権管理にとって大切なことは、債権を放棄することではなく、債権を保全・回収することであり、延滞債権については、いたずらに消滅時効期間を徒過させることなく、保全・回収を図るためにも、消滅時効期間の経過の相当前に、その期間を経過させることが妥当か否かを判断するを導入すべきである」と考える。そして、その様な判断は、ある程度客観的に行うべきであるから、前項で述べた統一的な組織で行うのが相当である。

3 非強制公債権及び私債権についても、延滞金の管理及び徴収を行うべきである（意見）。

倉敷市では、自治法第231条の3第2項の規定に基づく「倉敷市分担金等の延滞金の徴収等に関する条例」第4条により、非強制公債権については、年14.6%（履行期限の翌日から1ヶ月を経過するまでは年7.3%）の延滞金を徴収しなければならないとされている。また、私債権については、延滞金の割合について契約書や条例等で定めがあれば当該割合が、延滞金の割合について特に定めがない場合であっても、民事法定利率5%の遅延損害金が発生する（民法419条1項）。しかしながら、今回の監査の対象とした非強制徴収公債権及び私債権については、債権の元金（利息）の管理徴収を行っているだけで、延滞金の計算を行ってその管理は行われておらず、したがって、延滞金の回収は行われていない。

租税債権等の強制徴収公債権については、通常、延滞金の計算も行い、それを含めて管理回収がなされているが、同じ金銭債権である非強制徴収

債権及び私債権について、これと異なる取扱を行う理由はないと考えられる。また、非強制徴収公債権については、上記倉敷市分担金等の延滞金の徴収等に関する条例の規定に違反していることとなる。

さらに、期限を経過することにより延滞金を賦課されることにより、期限通りに支払を行ってもらいインセンティブを与えることができるとともに、期限通りに債権を支払っている債務者との公平性の観点からも、延滞金の徴収ができない特別の事情がある場合を除き、延滞金の徴収を行うべきである。

4 債権の滞納状況並びに債権回収・整理計画の策定及び公表を行うべきである（意見）。

平成24年度末現在の非強制徴収債権及び私債権の滞納金額の合計は、16億1817万2603円と莫大な金額となっている。また、毎年発生する債権の金額とその回収見込み（出納率）に関する計画を策定し、市民に広く公表することは、債権を管理する担当課にとっては計画的な債権の管理回収を図る目安となり、また、市民の監視が及ぶことにより、安易な債権放棄を抑止する効果がある。

したがって、毎年度末現在の強制徴収債権を含む滞納債権の種類及び金額を公表するとともに、現年度分の債権については出納率の目標を立てるとともに、滞納繰越分については回収目標額と不納欠損処理を行う債権の整理目標額を立て、それらの計画を市民に広く公表すべきである。

第2 個別の債権に関する事項

(企画財政局の私債権等)

1 損害賠償金(私債権13)

消滅時効の管理及び回収を計画的に行うべきである(意見)。

本債権は、交通事故に基づく損害賠償請求権であるが、債務者が所在不明になり、同人と接触、回収ができておらず、意思表示の公示送達申立を行ったもののこれを取下げ、現在に至っている。

他の被害者もあり、損害内容及び債務者の対応がなかなか決まらなかったという事情もあるが、本債権が少額とはいえないので、債務者の所在確認や、時効中断のための手続は、時効完成直前ではなく、より計画的に行うべきである(べきであった)。

なお、既に消滅時効が完成している場合には、債権の放棄手続等を検討すべきである。

(市民局の私債権等)

2 生活改善事業費貸付金(私債権4)

ア 収納金徴収事務手続に関するマニュアルを作成すべきである(意見)。

同制度は平成9年に廃止され、現在は回収事務のみとなっており、収納事務手続が実際にはマニュアル化されていると思われるが、制度・債権ごとの特徴も踏まえた回収事務を行うためには、債権ごとの回収マニュアルを作成し、担当者間で共有することが望ましい。

イ 市の基準に基づき適正な債権管理及び債権放棄手続を行うべきである(意見)。

過年度発生 of 債権については、その回収率が極めて悪くなっており、既に消滅時効が完成している債権や現実には回収が不可能な債権が多数あると考

えられる。したがって、各債務者毎の債権管理（時効管理を含む）を十分に
行い、管理条例の規定に従った債権放棄手続きを検討すべきである。

（環境リサイクル局の私債権等）

3 し尿処理手数料（非強制徴収公債権 3）

債権の回収方法についてさらに検討すべきである（意見）。

本債権はその発生原因から、手数料を同時に回収することができない性質の
ものではあるが、同一人物が多数回にわたって滞納している事例が多い。した
がって、過去の滞納者の滞納状況の管理を十分行った上で、実際のし尿処理の
際に過去の延滞分の回収を行うなどの回収方法も検討すべきである。

4 塵芥処理手数料（非強制徴収公債権 6）

保証金や預託金等の措置について検討すべきである（意見）。

本債権は、1社の滞納金額が約240万円など、個々の債務者の滞納金額が
高額になりうるものであり、滞納期間が長期化すれば、回収が難しくなること
が十分想定されるものである。

よって、手数料の後納を認める際に、保証金や預託金を納付してもらうなど、
支払を担保するための措置を講ずることを検討すべきである。

5 工事請負損害賠償金（私債権 5）

指摘事項又は意見はない。

6 水洗便所改造資金貸付金（私債権 14）

債権の時効管理を厳密に行うのが望ましい（意見）。

既に制度が終了して10年以上が経過しているが、管理条例の成立後、多額

の債権放棄手続きが実施されており、債権の時効管理について不十分な部分も見受けられるので、より厳密な債権管理に取り組むことが望ましい。

(保健福祉局の私債権等)

7 生活保護費返還金（非強制徴収公債権 1）

指摘事項又は意見はない。

なお、生活保護返還金・徴収金事務処理マニュアルを作成している点、管理簿に督促・納入通知発送日を記入し時効管理をしている点、また、扶養義務者の調査を行うなどを行っている点は評価できる。

また、対象者に生活保護受給者が多いため、回収に困難性が伴うことは理解できるが、不当利得的性格を有する本債権の性質に鑑みれば、たとえ長期間の分割納付になったとしても、粘り強く全額回収を目指すべきである。また、債務者が生活保護の受給対象でなくなった場合には、より回収が困難になりうるため、より所在の把握・納付交渉に努めるべきである。

8 緊急援護資金（私債権 7）

督促状や納入通知書の発付日（到達日）が明確にわかるような管理方法にすべきである（意見）。

本債権は、各支所が台帳（エクセル及び紙）に貸付金額、最終償還日等の記載をして管理しているが、真備保健福祉課以外の債権管理簿では督促状や納入通知書の発付日（到達日）が不明確であった。これらは時効の管理にとって重要な事項であり、明確に把握できることが望ましい。

なお、本債権は、未納率が非常に高くなっているものの、低所得世帯が、窮迫した事情による緊急出資を要する場合に貸し付ける資金の返還請求権であり、回収に困難性が伴う債権の一種であることは理解できる。しかし、1件の貸付額が少額であり、法的措置を講ずるという選択をしにくいと思われるので、特に保護申請が却下された場合の債務者の所在の把握や納付交渉に努めるべきである。

9 老人福祉施設費負担金（非強制徴収公債権 4）

管理簿には納期限や督促状・納入通知の発付年月日を記載すべきである（意見）。

納期限や督促状・納入通知の発付年月日は、消滅時効の起算点を把握するものであり、債権の管理にとっては重要なものであるところ、玉島福祉事務所の管理簿以外はこれらが一覧しにくい形式であるため、これらが明確にわかるような管理方法にすべきである。

10 母子寡婦福祉資金貸付金（私債権 6）

指摘事項又は意見はない。

11 児童扶養手当返納金（非強制徴収公債権 2）

債権の徴収マニュアルは、当該債権の性質に見合った内容のものに見直すべきである（意見）。

本件債権の滞納整理事務については、「児童扶養手当返納金の滞納整理事務の流れ」という名称の事務手続マニュアルが作成されているが、同マニュアルには、強制徴収債権と非強制徴収債権の内容が混在しているため、非常に理解しにくい内容となっている。したがって、同事務手続マニュアルの内容を見直し、本債権の性質に合った内容のものにすべきである。

12 児童手当返納金（非強制徴収公債権 9）

債権管理・徴収に関するマニュアルを整備すべきである（意見）。

本債権の徴収事務については、倉敷市債権管理マニュアルに従って行っているとのことである。しかし、同マニュアルは一般的な手続きについて説明を行っているにすぎず、債権の特性に応じた徴収手続については各債権によって異

なってくるので、本債権の徴収事務につき、マニュアルを整備すべきである。

13 子ども手当返納金（非強制徴収公債権 10）

債権管理・徴収に関するマニュアルを整備すべきである（意見）。

本債権の徴収事務については、倉敷市債権管理マニュアルに従って行っているとのことである。しかし、同マニュアルは一般的な手続きについて説明を行っているにすぎず、債権の特性に応じた徴収手続については各債権によって異なってくるので、本債権の徴収事務につき、マニュアルを整備すべきである。

14 一般被保険者返納金（非強制徴収公債権 5）

指摘事項又は意見はない。

なお、平成23年度までは、現実に支払があった債権のみを調定額に計上していたが、会計検査院の指摘により、平成24年度以降請求額（発生額）を調定額に計上するように改善されている。

15 診療費（私債権 10）

指摘事項又は意見はない。

（文化産業局の私債権等）

16 水路等使用料（非強制徴収公債権 8）

指摘事項又は意見はない。

（建設局の私債権等）

17 市営住宅使用料（私債権 3）

ア 延滞金の徴収についての検討を行うべきである（意見）。

住宅使用料については、倉敷市では現在、滞納した場合でも延滞金を徴収していない。

この点、住宅使用料については私債権であると解されているため、倉敷市分担金等の延滞金の徴収等に関する条例の適用はなく、民事法定利率（年5パーセント）以上の延滞金を課すためには個別に条例で規定するか契約書に延滞金を明記することが必要となるが、倉敷市では条例（倉敷市営住宅条例）や契約書に延滞金の利率について特に規定していない。

住宅使用料の滞納を抑制する心理的効果や他の債務者・債権との公平性の観点から、住宅使用料について延滞金を徴収することについての検討を行うべきである。

イ 不正入居の有無の管理をより徹底すべきである（意見）。

倉敷市では、「倉敷市営住宅家賃滞納整理に関する事務処理要領」を定めており、それに基づいて、債務者や保証人への催告、債務者等との個別の交渉、法的措置（明渡訴訟や訴え提起前の和解）を取っており、実際に滞納額も減少しているなど、評価できる。そして、滞納者の中には長期にわたって住宅使用料を滞納する者もおり、滞納が長期になればなるほど回収や解決は難しくなるといえるが、長期滞納者の中には、入居者として決定した者以外の者が市の承諾なく入居（居住）する、いわゆる不正入居の者が含まれている場合があるので、一定期間未納が続けば、現地訪問を行うなど、不正入居の有無についてより管理を徹底すべきである。

18 住宅新築資金等貸付金（私債権1）

収納金徴収事務手続に関するマニュアルを作成し、十分な債権管理を行うべきである（意見）。

本貸付制度は平成8年に廃止され、現在は回収事務のみとなっており、収納事務手続が実際にはマニュアル化されていると思われるが、制度・債権ごとの特徴も踏まえた回収事務を行うためには、債権ごとの回収マニュアルを作成し、担当者間で共有することが望ましい。

特に、滞納整理カードには、債務者の財産状況や担保の設定状況等が記載さ

れておらず、また、延滞金や時効の管理も行われていない。そのため、実際には消滅時効が完成していると思われる債権についても、管理条例に基づいた放棄の手続きがなされていない。

よって、以上の点を明確に定めたマニュアルを作成し、十分な債権管理を行うべきである。

19 新倉敷駅前再開発住宅等使用料（私債権 1 1）

延滞金の徴収についての検討を行うべきである（意見）。

住宅等使用料については、倉敷市では現在、滞納した場合でも延滞金を徴収していない。

この点、住宅使用料については私債権であると解されているため、倉敷市分担金等の延滞金の徴収等に関する条例の適用はなく、民事法定利率（年 5 パーセント）以上の延滞金を課すためには個別に条例で規定するかあるいは契約書に延滞金を明記することが必要となるが、倉敷市では条例や契約書に延滞金の利率について特に規定していない。

住宅使用料の滞納を抑制する心理的効果や他の債務者・債権との公平性の観点から、住宅使用料について延滞金を徴収することについての検討を行うべきである。

20 住宅復旧費雑入（私債権 1 2）

指摘事項又は意見はない。

なお、平成 19 年以前の滞納分があるが、不納欠損処理が全くなされていない。また、古い債権についてどのように時効の管理が行われているか不明であり、既に消滅時効が成立している債権等については、管理条例に基づく放棄の手続きを行うべきである。

（競艇事業局の私債権等）

21 売店等光熱水費（私債権 8）

指摘事項又は意見はない。

なお、後記施設使用料とともに、児島モーターボート場内の施設であるという特殊事情は考慮するとしても、このような債権の延滞が恒常的に発生することは異常な事態であることを認識し、延滞の解消に努力されるべきである。

22 施設使用料（非強制徴収公債権 1 1）

指摘事項又は意見はない。

（水道局の私債権等）

23 水道料金（私債権 2）

ア 債権（時効）管理を適切に行い、管理条例に基づき適切な債権放棄の手続きを行うべきである（意見）。

本債権の滞納分については、滞納整理委託業者にその回収を委託しているが、100万円以上の滞納額のものが6件（そのうち、未納額約369万円のもの1件）あり、50万円以上の滞納額のものが16件（内11件は現年納付中又は分納中）あるなど、平成12年度以降に発生した非常に古い債権が多くあるにもかかわらず、不納欠損処理は行われていない。滞納債権については、その時効管理を十分に行い、管理条例の要件を満たす債権については、債権の放棄手続きを行うなど、適切な債権管理を行うべきである。

イ 大口の滞納債権については、支払督促等の法的手続きを検討すべきである（意見）。

本債権については、費用対効果が確保されていないため、過去に訴訟提起等がなされたことはないとのことであるが、支払督促等の手続きには、多額の費用がかかるとは考えられず、また、他の自治体でも支払督促等の手続き

は積極的に活用している事例もあり、今後は、法律の専門家に依頼しての催告書の送付や支払督促等の法的手続きを行うことを検討されるべきである。

(教育委員会の私債権等)

24 幼稚園保育料（非強制徴収公債権 7）

指摘事項又は意見はない。

なお、本債権について、倉敷市では非強制徴収公債権として時効期間を5年と扱っているが、幼稚園保育料について私債権とする考え方もあり（「自治体のための債権管理マニュアル」出版社：ぎょうせい）、その場合、時効期間は2年（民法173条3号）となる。したがって、少なくとも債権管理という観点からは、時効期間を2年とされた場合を前提とした管理を行うのが望ましい。

IV 倉敷市下水道事業について

第1 倉敷市の下水道事業

1 他の中核市との比較

経営データを活用して中長期的・体系的な目標値を設定した上で、課題に取り組むことが望ましい。(意見)。

経営データを活用し、他都市とも比較しつつ現状の課題を分析することが必要である。それを踏まえて、将来の状況を予測し、各種の経営指標や経営改善の取組に関して目標値を定量的に設定することが望ましい。

倉敷市においても、目標値は中期経営計画等の形でまとめ、定期的に目標への到達度を整理し、市民に公表していくことなどが必要である。

2 下水道事業の経営状況

ア 繰入金算定の根拠を明確にし、市民や利用者等に対して説明責任を果たせる状況にしておくことが必要である(意見)。

平成25年度決算における一般会計からの繰入金は12,505百万円であり、下水道事業収入に占める割合は47.2%とかなり大きくなっている。

しかし、平成25年度における繰入金額は、予算策定の段階でその内容がどこまで詳細に決まっていたのかが不明瞭であり、どのような用途に対する支出が明確でないまま計上されていた。

また、その算定プロセスは単に繰入金の金額を計算するだけでなく、下水道事業に係る経費や支出を公費と私費に区分する作業であり、一般会計の財政負担、下水道利用者の負担、そして下水道事業経営の独立採算性にそれぞれ直結する重要なプロセスである。

したがって、繰入金の算定根拠を明確にし、市民や利用者等に対して説明責任を果たせる状況にしておくことが必要である。

イ 一般会計からの基準外繰入の算定方法を明確化し、下水道事業の独立採算制を志向した経営が行えているか否かを検討できるようにすべきである(意見)。

平成25年度決算における一般会計からの基準外繰入金額は6,408百万円である。そのうち、収益的収支として194百万円、資本的支出として6,214百万円が計上されている。これらの基準外繰入金は、前者が事業債にかかる支払利息に充当され、後者は事業債の元本償還に充当されている。

平成25年度の一般会計からの繰入金のうち、51.2%が基準外繰入金となっており、処理区域内人口1人当たりの基準外繰入金額は他の中核市と比較しても多い。一般会計からの繰入金の中でも、基準外繰入は税金による下水道事業の赤字補てんであり、経営上の重要な問題である。

したがって、繰入金の算定方法を予算策定段階からの積み上げ方式にするなどして、予算策定の過程で下水道事業の独立採算性を志向した健全な経営が行えているか否かについて詳細な検討が行えるようにすべきである。

3 下水道事業の財政状態
指摘事項又は意見はない。

4 下水道事業における収入等について
指摘事項又は意見はない。

第2 収入事務

1 下水道事業における収入等について
指摘事項又は意見はない。

2 下水道使用料
指摘事項又は意見はない。

3 受益者負担金、受益者分担金
指摘事項又は意見はない。

第3 資産管理

1 地方公営企業法の適用について

地方公営企業法の財務規定について、適用に向けて早急に移行時期を決定し、移行準備を始めるべきである（意見）。

監査実施年度の平成26年度中に、総務省からは平成26年8月29日付け「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が通知され、地方公営企業法の適用に向けた「ロードマップ」が示された。

このロードマップでは、人口3万人以上の団体においては、平成32年4月までに公営企業会計へ移行するべきとされ、平成27年1月に総務省より要請があるものとされている。

また、本市と同規模の中核市における公営企業会計へ未移行の都市は、青森市、船橋市、和歌山市及び倉敷市の合計4市のみであること、このうち船橋市は平成

30年度に移行予定であることなどを考えても、遅くとも期限内に移行を行う必要があることを倉敷市においても十分に認識されているところである。

このように地方公営企業法の財務規定の適用は避けられない状況であり、法適用のメリットを享受するため、また法適用にあたり必要となる業務量も膨大なことから、適用に向けて早急に移行時期を決定し、移行準備を始めるべきである。

2 貸借対照表とその内容

指摘事項又は意見はない。

3 固定資産（下水処理場・ポンプ場）の実査

指摘事項又は意見はない。

4 下水道施設の老朽化

下水道施設の現状を適切に把握したうえで、将来を見据えた下水道施設の維持、更新の計画を策定する必要がある（意見）。

将来確実にやってくる下水管の老朽化に対処するためには、管きよの老朽化に対する問題に対処し、いかに財源を確保するかが大きな課題となる。

日々意識せず、誰もが当たり前と感じているが、下水道機能は都市に必要不可欠な基本インフラであり、今後も継続して下水道機能を維持するためには、できるだけ早くその対策を立てる必要がある。

財源が極めて厳しい中で、下水道施設の維持・更新についてどのような方向・方法を選択するかを検討するためには、市民に対してその現状と将来像を知らしめて理解を求める必要があるであろう。そのためには、倉敷市における下水道施設の現状を適切に把握したうえで、10年後、20年後を見据えた計画を策定する必要がある。

なお、現在のような限りある財源の中では、定期的に補修などを行い長期間利用できるようにすることで、整備費や維持管理費の削減や平準化を図る施設の長寿命化対策等によって当面のコストを平準化することも同時に進めていく必要がある。

第4 浄化槽にかかる事業

1 合併処理浄化槽の設置に関する補助

指摘事項又は意見はない。

2 個人設置浄化槽の維持管理

指摘事項又は意見はない。

第5 下水道に関連する事業

1 水洗化促進事業

水洗化阻害要因を分析し、他の市町村の事例を参考にして、現状より手厚い援助制度を検討することが望ましい（意見）。

倉敷市では、平成7年から普及指導員が公共下水道へ未接続となっている未水洗化世帯を訪問し、下水道への接続を指導する普及促進活動を実施している。その水洗化指導の中で、公共下水道へ未接続となっている未水洗化戸数と未水洗化理由について聴取した成果をまとめたものが次の表である。

【表】 未水洗化理由の調査結果 (単位：件)

未水洗化理由	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
経済的困難	3,526	25.2%	3,628	25.0%	4,098	28.2%	4,319	28.1%	5,010	31.7%
家屋の老朽化	3,438	24.6%	3,371	23.2%	3,445	23.7%	3,320	21.6%	3,271	20.7%
改造工事予定あり	2,244	16.0%	2,471	17.0%	2,656	18.3%	2,736	17.8%	2,513	15.9%
借地・借家関係	1,396	10.0%	1,471	10.1%	1,609	11.1%	1,906	12.4%	1,976	12.5%
空家・長期不在	1,227	8.8%	1,263	8.7%	1,381	9.5%	1,475	9.6%	1,501	9.5%
その他	2,152	15.4%	2,336	16.1%	1,351	9.3%	1,613	10.5%	1,533	9.7%
合計	13,983	100%	14,540	100%	14,540	100%	15,369	100%	15,804	100%

調査結果を分析すると、阻害要因の1位は「経済的困難」であり、改善資金が足りない、融資を受けても返済できないという経済的理由と考えられる。

2位は「家屋の老朽化」であり、資金を投入しても無駄になるという理由だと考えられる。

3位は「改造工事予定あり」であり、家屋の取り壊し、改築・移転等の予定があるという理由だと考えられる。

その他、近年の高齢者のみの世帯の増加を反映し跡継ぎがないことや、既に浄化槽を使用しており水洗化していることから、現在使用している浄化槽で間にあっているため、下水道接続の必要性を認識していないケースが考えられる。

水洗化の主な阻害要因のうち、「経済的困難」は排水設備工事に係る資金面での不安であり、「家屋の老朽化」は古くなった家屋を水洗化しても、投資するだけ無駄であると考えている人が多いためと考えられる。

「改造工事予定あり」については、水洗化してもすぐに改築をすれば二重の投資になってしまうことが理由であるため、時期が到来すれば水洗化され下水道に接続されることが期待される。

未水洗化の理由のうち、市が阻害要因を直接的に解消できるのは経済的負担の軽減である。このため、排水設備工事の経済的負担を和らげるための制度を新たに設けるのも方法である。

現在、倉敷市では、水洗便所改造補助金（1戸当たり12,000円）や水洗便所改造資金融資あっせん制度（3年以内の申請の場合、無利子）など、排水設備工事に対する援助制度がある。現在の普及促進施策で年間0.6%程度の水洗化率を向上させており、一定の効果をあげていることは評価される。もちろん普及促進施策は、総合的に評価・検討する必要があるが、他の市町村の事例を参考にさらに手厚い援助制度を検討することが望ましい。

新たな排水設備工事に対する援助は、当然に支出の増加につながるものであるが、経済的負担の増加を嫌う未接続者の負担を少しでも減らし、早期に接続できる環境を整えることは重要である。

未接続者の解消により、将来的に得られる下水道使用料を勘案すれば、長期的経営判断としてこのような制度を導入する余地はあると考える。

2 農業集落排水施設にかかる事業

指摘事項又は意見はない。